

令和4年4月18日
米代東部森林管理署
鹿角市

鹿角市十和田高原地区の国有林への入林禁止措置について
(お知らせ)

鹿角市十和田高原地区の国有林では、平成28年にツキノワグマによるとみられる連続死亡事故が発生しました。事故発生直後より緊急的な措置として当該地区の国有林の入林禁止措置を行っております。

当該地区では、未だ人身事故の危険が高い状態が続いていると予想されることから、米代東部森林管理署及び鹿角市では、秋田県や警察等の関係機関と検討・調整した結果、昨年に引き続き、この春の雪解けから秋の降雪までの期間、十和田高原一帯について国有林への入林を禁止することと致しました。

具体的には、関係機関と連携し、駐車スペース、進入路の入口等に入林を禁止する旨の表示を行い、当該地区へ入林を禁止する措置をとることとしましたので、ご理解、ご協力をお願い致します。

山菜採りなどで入林を予定されていた皆さまにはご迷惑をお掛け致しますが、痛ましい事故を踏まえての措置となりますことについてご理解の程よろしくお願い致します。

(お問合せ先)

米代東部森林管理署 次長 松浦

0186-50-6130 (代表)

鹿角市農地林務課森林経営管理班 班長 関

0186-30-0264